

新潟県介護施設等職員宿舍整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は介護人材の確保・定着を図るため、介護サービス施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の職員宿舍整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象となる職員宿舍)

第2 この補助金は別表1に掲げる介護施設等を運営する法人、市町村及び一部事務組合もしくは別表1に掲げる介護施設等を運営する法人に有償で貸し付ける目的で職員宿舍を整備する土地所有者（オーナー）（以下「補助事業者」という。）が、別表1の介護施設等に勤務する職員用に整備する職員宿舍を対象とする。ただし、災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

(1) 災害レッドゾーン

災害レッドゾーンとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地とする。

(2) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

a 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

b 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

c 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(3) 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、この補助金による補助の対象としない。

(4) 災害イエローゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、この補助金による補助の対象としない。ただし、次に掲げる

場合には補助の対象とすることができる。

ア 土砂災害警戒区域または浸水深 1 メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の

a から d の全てに該当すること

イ 浸水深 1 メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の c 及び d に該当すること

a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービスの確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

（補助要件）

第 3 補助の要件は別表 2 のとおりとする。

（整備方法）

第 4 補助対象となる職員宿舍整備方法は別表 3 のとおりとする。

（補助金の算定方法）

第 5 補助金の算定方法は別表 4 のとおりとする。

（交付の条件）

第 6 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（第 9 に定める軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の

全部又は一部を県に納付させることがある。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (7) 補助事業者が次のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項（風俗営業）及び第 5 項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者

コ 事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者

- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 6 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付されることがある。

- (9) 補助事業者が市町村長又は一部事務組合の長である場合、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第 7 号様式を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業者が民間事業者である場合、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

- (11) 民間事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄

付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- (12) 民間事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (14) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(交付申請書)

第 7 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第 8 第 6 の(1)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による変更申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 9 第 6 の(1)に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業費の 20 パーセント以内の変更（補助金所要額が増額する場合を除く）
- (2) 補助金交付の目的及び条件に違反しない事業計画の変更で知事が認めたもの

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 10 第 6 の(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止又は廃止の承認申請を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 11 第 6 の(3)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第 12 知事は、必要があると認める場合においては、補助事業者の補助対象の出来高事業費と交付決定額を比較して、少ない方の額の範囲内で概算払をすることができるものとする。

(実績報告書)

第 13 規則第 12 条前段の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日までに別記第 4 号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

ただし、知事が特に必要があり、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 規則第 12 条後段の規定による実績報告は、この補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日までに別記第 5 号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

- 第 14 知事は、補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第 15 規則第 19 条第 4 号に規定する知事が定める財産は、この事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 13 年 7 月 12 日厚生労働省告示第 239 号）に定められている処分制限期間に相当する期間とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 13 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2（交付の対象となる職員宿舍）2 (1) 及び 2 (3) については、令和 3 年 7 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 15 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (介護施設等)

○特別養護老人ホーム	○介護老人保健施設	○介護医療院
○特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス		
○認知症高齢者グループホーム	○小規模多機能型居宅介護事業所	
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
○看護小規模多機能型居宅介護事業所		
○介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		
※いずれも、定員規模は問わない。		

別表 2 (補助要件)

項 目	内 容
職員宿舎定員数	別表 1 に掲げる介護施設等に勤務する職員数を上限とする。
家 賃 設 定	近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内)類似の家賃と比較して低廉であること。
設 置 場 所	利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討したものであること。(介護施設等の敷地内又は近隣の設置以外も可)
入 居 者	別表 1 に掲げる介護施設等に勤務する職員であること。 ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(入居者定員の 2 割以内)において、当該職員の家族等や別表 1 に掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

土地所有者（オーナー）が介護施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業の場合は、介護施設等運営法人が事業実施にあたって適当な法人であることの確認を行った上で選定されていることを前提とし、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける介護施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

別表 3 (整備方法)

項 目	内 容
創 設	新たに職員宿舎を整備すること(既存建物の買収及び改修(屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)で整備する事業を含む。)
増 築	既存の職員宿舎の現在定員を増員するための整備。
改 築	現在定員の増員を行わずに、既存の職員宿舎を取り壊して、新たに職員宿舎を整備すること(一部改築を含む。また、既存職員宿舎

	を移転して改築する場合を含む。)
増 改 築	既存の職員宿舎を取り壊して、新たに職員宿舎を整備するのにあわせて、現在定員の増員を図るための整備をすること(一部増改築を含む。また、既存職員宿舎を移転して改築する場合を含む。)
改 修	既存の職員宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

別表 4 (補助金の算定方法)

配分基準	補助率	対象経費
1 基準面積 1 定員あたりの延床面積 (バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む) 33 m² なお、実際の整備面積がこれを下回る場合は当該整備面積を基準面積とする。 2 1 m²あたりの補助単価 木造 198 千円 鉄筋コンクリート造 282 千円 鉄骨造 233 千円 軽量鉄骨造 219 千円 なお、実際の整備単価 (改修以外) が上記単価を下回る場合は当該整備単価を補助単価とする。 3 創設 (既存建物の改修)、改修 整備に係る宿舎定員数 × 1 定員あたりの 1 の基準面積 × (2 の補助単価 × 0.27 (実際の整備単価がこれを下回る場合は、当該単価)) 4 3 以外の整備 整備に係る宿舎定員数 × 1 定員あたりの 1 の基準面積 × 2 の補助単価	1 / 3	職員宿舎の整備 (宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度とする。) ただし、別の負担 (補助) 金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

- 土地の買収や整地費用、外構整備費 (一部を除く)、設備整備費 (一部を除く)、移転に伴う経費 (仮設整備を含む) は対象外とする。
- 特別地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に基づく離島に所在する場合は、算定された補助金額に 0.08 を乗じて得た額を加算することができるものとする。
- 補助金の算定にあたって 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。